



新見市マスコットキャラクター
「にーみん」

令和4年度 新見市職員採用候補者試験実施要項 〔9月実施分〕

令和4年7月25日
新見市職員任用委員会

1. 第一次試験日 令和4年9月18日(日)

2. 受付期間

受付期間	<p>令和4年7月25日(月)～令和4年8月24日(水) 〔受付時間〕午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く。 ※郵送による場合は、8月24日(水)午後5時15分までに必要書類が必着のこと。 ※電子申請の場合は、<u>申込書以外の必要書類(写真等)</u>が上記日時までに必着のこと。</p>
------	--

3. 試験区分、採用予定人員、職務概要等

試験区分	採用予定人員	職務概要等
事務職 〔短大・高卒程度〕	若干名	市長部局・教育委員会（兼手話通訳士・者は、手話通訳を必要とする部署）等で一般行政事務に従事します。
事務職 〔障がいのある人〕		
事務職 (兼手話通訳士・者)		
事務職 〔DX推進担当〕	1名	市長部局等でDXの推進に係る施策の企画立案等、専門知識や経験を活かした業務のほか、幅広く一般行政事務に従事します。
土木技術職(兼事務職) 〔高卒程度〕	若干名	市長部局・教育委員会等で土木業務の企画・設計・施工管理等の業務及び一般行政事務に従事します。
土木技術職(兼事務職) 〔社会人枠〕		
機械技術職(兼事務職) 〔社会人枠〕	若干名	市長部局・教育委員会等で機械業務の企画・設計・施工管理等の業務及び一般行政事務に従事します。
社会福祉士(兼事務職)	1名	市長部局・教育委員会等で社会福祉士としての業務及び一般行政事務に従事します。
保育教諭(兼事務職)	2名程度	保育所、認定こども園、幼稚園で保育教諭としての業務に従事します。ただし、一般行政事務に従事する場合があります。
調理員	2名程度	学校給食センター、保育所・認定こども園等で調理業務に従事します。

4. 受験資格

次の要件を満たす人が、この試験を受けることができます。

試験区分	受験資格
事務職 〔短大・高卒程度〕	<p>昭和62年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度以上の学力を有する人、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人 ※ただし、学校教育法に基づく大学（学士の学位を授与される学校等を含み、短期大学を除く。）を卒業した人、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人は受験できません。</p>
事務職 〔障がいのある人〕	<p>昭和62年4月2日以降に生まれた人で、以下の条件をすべて満たす人 ① 高等学校卒業程度以上の学力を有する人、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人 ② 活字印刷文による出題、口頭による面接に対応、自力通勤、介助者なしで職務の遂行が可能な人で、下記のいずれかに該当する人 ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人 ・都道府県知事、又は政令指定市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者と判定された人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人</p>

試験区分	受験資格
事務職 (兼手話通訳士・者)	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、以下の条件をすべて満たす人 ① 高等学校卒業程度以上の学力を有する人、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人 ② 手話通訳技能認定試験に合格し、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに手話通訳士として登録を受けた人、又は手話通訳者全国統一試験に合格した人（手話通訳者となる資格を有する者） ※注4を参照のこと
事務職 〔DX推進担当〕	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、新見市外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等において、ICTなどのデジタル技術を活用した事業の企画立案や情報システムの開発等に関する職務経験が5年以上ある人（令和4年6月30日時点） ※注1～4を参照のこと
土木技術職 (兼事務職) 〔高卒程度〕	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、高等学校等において土木（農業土木を含む。）系学科を履修し卒業した人、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人（大学、短大、高等専門学校等の卒業生及び卒業見込者は受験できません。）
土木技術職 (兼事務職) 〔社会人枠〕	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、以下の条件をすべて満たす人 ① 高等学校卒業程度以上の学力を有する人 ② 新見市外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における土地改良関係又は土木関係の設計、施工管理の職務経験が5年以上ある人（令和4年6月30日時点） ※注1～4を参照のこと
機械技術職 (兼事務職) 〔社会人枠〕	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、以下の条件をすべて満たす人 ① 高等学校卒業程度以上の学力を有する人 ② 新見市外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における機械設備関係の設計、施工管理の職務経験が5年以上ある人（令和4年6月30日時点） ※注1～4を参照のこと
社会福祉士 (兼事務職)	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有している人、又は令和5年3月31日までに取得見込みの人
保育教諭 (兼事務職)	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭普通免許（一種又は二種）を有している人、又は令和5年3月31日までに取得見込みの人
調理員	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、以下の条件をすべて満たす人 ① 調理師又は栄養士の免許を有している人、又は令和5年3月31日までに取得見込みの人 ② 小・中学校、特別支援学校、学校給食調理場、幼稚園、保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児施設、病院、老人ホーム、その他民間施設等で調理業務経験を有する人 ※注4を参照のこと

注1：民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業等の従業員、自営業者、公務員等として週30時間以上の勤務形態で6か月以上継続して就業した期間が該当します（新見市外に本社又は本庁所在地を置く民間企業や公的機関等に限りません。）。

注2：職務経験が複数の場合は通算できるものとします。ただし、同一期間内に複数の企業等で上記の職務に従事した場合は、いずれか一つのみの職歴に限るものとします。

注3：最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴(勤務)証明書を提出していただきます。

注4：該当の試験区分については、就職氷河期世代支援を目的とした試験としても実施します。

新見市のホームページ (<https://www.city.niimi.okayama.jp/>) で採用試験情報を提供しています。

【注意事項】

(1) 申込みのできる試験区分は1区分に限ります。申込受付後の試験区分の変更は認めません。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

① 日本国籍を有しない人

② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項（以下の3項目）に該当する人

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- ・ 新見市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- (3) 上記(2)①に関わらず、「保育教諭（兼事務職）」については、国籍を問いません。次に該当する人も受験可能です。
- ① 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められた特別永住者
- ※ 外国籍の人の採用後における任用や昇任については、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき行います。

5. 試験の内容及び日程等

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 第一次試験

試験区分	科目	時間	出題分野
事務職〔共通〕 (DX推進担当を除く)	教養試験 (択一式)	120分	時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する一般知能
土木技術職 〔高卒程度〕	専門試験 (択一式)	90分	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
事務職 〔DX推進担当〕	教養試験 (択一式)	75分	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行上必要となる基礎的な言語能力・理論的思考力
土木技術職 〔社会人枠〕			
機械技術職 〔社会人枠〕			
調理員			
社会福祉士 (兼事務職)	専門試験 (択一式)	90分	社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論、心理学概論
保育教諭 (兼事務職)	専門試験 (択一式)	90分	社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健
全職種共通	事務適性検査（10分）、職場適応性検査（20分）、作文試験（60分）		

- ① 日 時：令和4年9月18日（日） 午前9時から
- ② 受付時間：午前8時30分～8時45分
- ③ 終了時刻：午後2時30分頃
- ④ 試験会場：新見市役所 南庁舎（新見市新見310番地3）
- ⑤ 持参品：受験票、鉛筆（HB）、消しゴム
- ⑥ その他：各自昼食を用意してください。

(2) 第一次試験の合格発表

- ・令和4年10月11日（火）に、合格者・不合格者ともに通知予定です。
- ・第一次試験合格者に対して、第二次試験の日時、場所等を通知します。

(3) 第二次試験

- 実施時期：令和4年10月27日（木）～28日（金）予定
- 試験内容：口述試験（面接）
- 必要書類：面接カード、最終学歴における学校等の成績証明書、卒業（見込み）証明書
- ※第二次試験に必要な書類は、指定する期日までに提出していただきます。

(4) 最終合格発表

- 令和4年11月15日（火）に、合格者・不合格者ともに通知予定です。

6. 合格から採用まで

- ① 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、名簿の中から採用者を内定し通知します。なお、採用は、原則として令和5年4月1日です。また、採用候補者名簿の有効期限は、原則として、名簿登載日から1年です。
- ② 採用候補者試験に合格しても、令和5年3月31日までに、採用要件を欠く（卒業又は必要資格等が取得できなかった）場合は、採用内定後であっても採用されません。

- ③ 受験資格がないこと又は受験申込書に虚偽の記載が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- ④ 地域に密着した業務のため、採用後は原則として新見市内に居住していただきます。

7. 給与等

給与は、新見市職員給与条例の規定により支給します。

《参考》令和4年度の初任給

〔新見市職員給与条例により支給〕

- ・大学卒 182,200円
- ・短大卒 160,100円
- ・高校卒 150,600円

※初任給の額は、条例改正（給料表の改定）等に伴い変更される場合があります。

※職歴等を有する人は、条件により前歴加算を行います。

※このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等が支給されます。

8. 受験申込書の入手方法

受験申込書は、新見市総務部総務課及び大佐・神郷・哲多・哲西の各支局に備え付けているほか、新見市ホームページからもダウンロードできます。

郵便で受験申込書を請求する場合は、表に『採用試験受験申込書請求』と朱書きした封筒に、宛先を明記した返信用封筒（長形3号サイズ、94円切手貼付）を同封して、下記の申込先へ請求してください。

9. 受験申込等

受験申込は、持参、郵送のほか、新見市のホームページから電子申請により直接申し込むことができます。

申 込 先 問い合わせ先	〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3 新見市総務部総務課人事係 電話 0867-72-6204
提出書類	<p>1. 新見市職員採用候補者試験受験申込書（指定用紙）</p> <p>2. 写真2枚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦4.5cm×横3.5cm、上半身、脱帽、正面向きで6か月以内に撮影したもの ・1枚は申込書に貼付、他の1枚は申込書に同封のこと <p>3. 試験区分ごとに必要となる関係書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職の「障がいのある人」及び「兼手話通訳士・者」受験者は、受験資格が確認できる書類の写し ・社会福祉士受験者は、資格を有していることを証明する書類の写し（既取得者のみ。） ・保育教諭受験者は、保育士証及び幼稚園教諭普通免許状（一種又は二種、又は更新講習修了確認証明書）の写し（既取得者のみ。） <p>【郵送提出の場合（8月24日(水) 必着）】</p> <p>受験票を返送しますので、宛先を明記した返信用封筒（長形3号サイズ、84円切手貼付）を同封してください。</p> <p>※郵送事故があった場合の責任は負いません（簡易書留が望ましい）。</p> <p>【電子申請の場合（8月24日(水) 必要書類必着）】</p> <p>新見市ホームページからの電子申請による申し込みに加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①上記2（写真2枚） ②宛先を明記した返信用封筒（長形3号サイズ、84円切手貼付）を期限までに提出してください。<u>これらの必要書類の到着をもって受付完了となりますので注意してください。</u>
受験票の交付	書類審査後、持参の場合はその場で交付します。 9月5日（月）までに受験票が到着しない場合は、お問い合わせください。 ※書類不備の場合は受け付けることができませんのでご注意ください。
その他	災害等により試験実施が困難な場合は、市のホームページでお知らせします。